

JATAFFの両立支援制度の概要

目的			両立支援制度	規程の条項	制度の概要	給与	備考(経済的援助等)
妊娠	育児	介護					
◇			深夜勤務及び時間外勤務の制限	職就32条 契就30条	妊産婦である職員が深夜勤務・時間外勤務しないこと	△	
◇			保険指導及び健康指導	職就39条 契就36条(14)	妊産婦である職員が健康診断・保健指導のために勤務しないこと	○	
◇			業務軽減等	職就40条1項 契就38条	妊産婦である職員が業務を軽減し、又は他の軽易な業務に就くこと	○	
◇			休息又は補食	職就40条2項 契就38条	妊娠中の職員が母体・胎児の健康保持のため、適宜休息し、補食すること	○	
◇			通勤緩和	職就41条 契就36条(15)	妊娠中の職員が交通機関の混雑を避けるため始業又は終業時に1日1時間まで勤務しないこと	○	
◇			産前休暇	職就38条(6) 契就36条(8)	産前6週間前(多胎妊娠の場合は14週間前)から出産の日までの休暇	○	当協会では産前産後休暇期間中は、給与が支給されますので、出産手当金は支給されません。また、厚生年金や健康保険、雇用保険といった社会保険料は控除されます。
◇			産後休暇	職就38条(7) 契就36条(9)	出産の翌日から8週間を経過する日までの休暇	○	
◆			配偶者出産休暇	職就38条(9) 契就36条2項	妻の出産に伴う入退院の付添い等を行うための休暇(2日)	○	職員又は被扶養者が出産したときに、1児につき42万円の出産育児一時金・家族出産育児一時金が支給されます。(産科医療保障制度非加入機関での出産は39万円)
	◆		育児参加のための休暇	職就38条(10) 契就36条2項	妻の産前産後期間中に、未就学児を養育するための休暇(5日)	○	
	◎		育児休業	規程2条	1歳未満の子を養育するための休業(保育所等に入所を希望しているが入所できない場合等は、最大2歳に達するまで可)	×	休業開始後6か月まで67%、6月経過後は1歳まで50%の給付金(非課税)が受けられる。社会保険料は免除、無休の場合は所得税や雇用保険料が控除されません。
	◎		育児時間	規程6条	未就学児を養育するため、1日2時間まで勤務しないこと	△	当協会では未就学児まで取得することを可能にしております。
	◎		保育時間	職就38条(8) 契就36条(10)	1歳未満の子の授乳等を行う場合に1日2回それぞれ30分勤務しないこと	○	
	◎		子の看護休暇	規程11条	未就学児を看護するための休暇(年5日(子が2人以上の場合は10日)まで、時間単位の取得も可)	○	当協会では時間単位の取得も可能にしております。
		◎	介護休業	規程7条	家族の介護を行うための休業(要介護状態ごとに1回、93日までの範囲内)	×	93日を限度に3回に限り67%の給付金(非課税)が受けられる。社会保険料は免除、無休の場合は所得税や雇用保険料が控除されません。
		◎	介護休暇	規程12条	家族の介護を行うための休暇(年5日(要介護者が2人以上の場合は10日)まで、時間単位の取得も可)	○	当協会では時間単位の取得も可能にしております。
	◎	◎	時差出勤	規程16条	未就学児の養育、家族の介護のため、勤務時間を変更(A、B、Cの3つのパターンから早出・遅出勤務に変更可)	○	
	◎	◎	深夜勤務の制限	規程14条	未就学児の養育、家族の介護のため深夜(午後10時～午前5時)に勤務しないこと	△	
	◎	◎	超過勤務の免除	規程13条	3歳未満の養育又は家族の介護のため、超過勤務しないこと	△	
	◎	◎	超過勤務の制限	規程13条	未就学児の養育、家族の介護のため、「1月に24時間、1年に150時間」を超えて超過勤務しないこと	△	
		◎	介護短時間勤務	規程15条	家族の介護のため、職場にいる時間を短縮(3年間で回数を問わず、所定労働時間を午前9時30分～午後4時30分の6時間に變更可)	△	当協会では3年間で回数を問わず取得を可能にしております。

(注1)「◇」女性のみ対象とする制度、「◆」男性のみ対象とする制度、「◎」男女とも対象とする制度。 (注2)「×」給与は支給しない、「△」給与は勤務しない時間は減額支給、「○」給与は支給。

(注3)「規程」は育児・介護休業等に関する規程、「職就」は職員就業規程、「契就」は契約職員就業規程。 (注4)制度の詳細、手続き等は、規程の条項を参考に各種規程類をご覧ください。